

「独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて、その要綱を昨年11月29日に公表し、昨年12月29日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、6件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 今般の制度改正を周知し適用するに際しては、上場会社、投資家サイドその他関係者内において誤解が生じることがないように、以下の事項をわかりやすく補足説明してもらいたい。①今般の規則見直しは、そもそも努力義務であり、かつ、欧州で活用されている、いわゆるComply or Explainを我が国流にアレンジして導入するものであるから、上場会社に対し、独立性の高い社外取締役の確保を一律に義務付けるものではないこと、②従って、真摯に検討をしたが、現時点において、社外取締役を設置する必要はないと判断する会社においては、その理由を必要十分な範囲で株主に開示し、その判断の是非については、個々の会社が置かれた時々の事情を知る当該会社の株主らの判断に委ねることの良いと、東証も考えていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ ①今般の上場制度の見直しにより、上場会社は取締役である独立役員の確保のために努力することが求められますが、ご指摘のとおり、その確保が一律に義務付けられるものではありません。 ※ ②の点につきましては、社外取締役を設置する必要はないと判断した理由ではなく「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明して株主の判断を仰ぐことを求めるというのが会社法（平成25年11月29日付で閣議決定された会社法の一部を改正する法律案）の考え方であると理解しています。
2	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法制の見直しに関する要綱」の附帯決議では単に「1人以上」との文言が用いられていたにもかかわらず敢えて日本語として不自然である「少なくとも～以上」との重言を用いる必要はないので、「少なくとも」の文言を削除すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 平成25年6月14日付で政府が公表した日本再興計画の文言を踏まえたものであり、「少なくとも」という文言を加えることによって、最低限1名は確保するよう努めることが求められることが強調されると考えます。
3	<ul style="list-style-type: none"> 東証の「独立性」要件を満たすか否かの判断においては、「独立性の高い」は相対的な概念であり、一方で、形式的・画一的な運用をすると真に有為な人材（会社法上の要件を満たす社外取締役）の選任機会を狭めてしまうおそれがあることから、各社の事業や規模等の状況、対象役員の現在の立場など 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 社外取締役制度は会社法上の制度であり、その選任は株主の判断に委ねられるものと理解しています。したがって、独立役員も、社外取締役又は社外監査役の中から指定されるという意味では、

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>個々の事情をよく踏まえた実質的かつ柔軟な運用を図ることとし、その適否にかかる最終判断は各社の株主に委ねるようにしてもらいたい。</p>	<p>株主の判断がその選定の基礎にあると言えます。もっとも、独立役員制度は取引所が定める制度ですので、独立役員要件を満たすかは（株主の判断によるのではなく）取引所の規則に従って決まります。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 東証としてガバナンスについての意見を掲げることは非常に意義があると思う。もっとも、多くの独立取締役から「一人だと意見が言いにくい」や「独立取締役が二人になって意見が通るようになった」という話を聞くので、二人以上確保することを目標とすることはできないか。 	<p>※ ご指摘の点を踏まえ、今後の上場制度の在り方について引き続き検討してまいります。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 努力義務ではなくて、遵守義務にすべきだと思う。自民党所属の国会議員の努力により、会社法改正案では社外取締役を設けない場合にはその理由についての株主総会での説明責任を法律で課したこと、また、ISSが、社外取締役がない会社の経営トップの選任議案に賛成しないこととしたこと等により、実質上、上場会社は社外取締役を入れざるを得なくなっている。これを後押しする意味で、遵守義務にすべきである。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所においては、内外からのコーポレート・ガバナンス向上の要請に応えるため、今回の改正に留まることなく、将来の「複数の独立社外取締役の義務付け」に向けて、関係各所と協議を続けて実現していただきたい。また、定期的な独立役員（独立社外取締役）の集計結果の公表、独立社外取締役に焦点を当てた「独立役員セミナー」の開催など、独立社外取締役についての情報発信の充実を期待したい。 	

提出者：1、3＝経営法友会、2、4＝個人、5＝（株）今井経済・経営研究所、6＝特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

以上